

知っておきたい「高額療養費制度」 ～将来の医療費に備える～

日本の医療費は国民皆保険制度のもと、保険診療の場合であれば、窓口で支払う自己負担額は年齢や所得に応じ、医療費総額の1～3割で済むようになっています。

『**高額療養費制度**』とは、万一、長期入院や治療などにより1か月あたりの医療費(※)が高額になった場合、申請することにより自己負担限度額を超えて支払った分が戻ってくる制度です。

(※)ここでいう「医療費」は、健康保険が適用される医療費の支払い分が対象です。

入院時の食事負担額、個室の差額ベッド代、通院等にかかる交通費等、保険外の負担分は高額療養費制度の対象外です。



自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。



<70歳未満の方の場合>

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額
年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得901万円超の方	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%
年収約770～1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%
年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

<70歳以上の方の場合>

所得区分	外来 (個人ごと)	1か月の負担の上限額 (世帯)
		現役並み所得者 (月収28万円以上などの窓口負担3割の方)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税 非課税の方)	II (I以外の方)	24,600円
	I (年金収入のみの方の場合、 年金受給額80万円以下など、 総所得金額がゼロの方)	8,000円

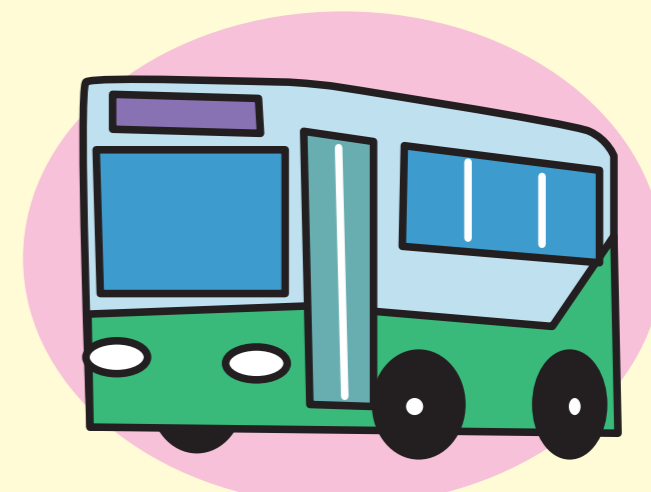
平成29年4月現在。(今後、見直しが予定されています。)

- ・自己負担額は「世帯合算」が出来ます。(ここでいう「世帯」とは、同じ医療保険に加入している人に限る)
- ・ただし70歳未満の方が合算できる自己負担額は、一医療機関ごとに21,000円以上の自己負担を支払った場合が対象です。(70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。)
- ・また75歳以上の方は「後期高齢者医療制度」に移行します。適用される制度が違うため、世帯合算はできません。

公的医療保険を超える負担が生じたらどうしよう…?

健康リスクや自分の希望を考えて備えをしましょう

- ・入院したら個室に入りたい! ⇒ 差額ベッド代は自己負担です。
- ・病院まで遠く、交通費がかさむ⇒ 健康保険の適用外です。・・・など



- ・将来の医療費を見込んで、まずは貯蓄で備えることを考えましょう。
- ・民間保険への加入を考える場合は、保障内容がニーズに合っているのか、加入年齢によっては必要以上に割高感が無いか等、内容を吟味しましょう。



高額療養費制度について詳しくは、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、区市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合にお問合せください。